

大阪市
浄配水施設監視制御設備整備事業

実 施 方 針

令和8年3月

大阪市

目 次

第1	はじめに	1
1	はじめに	1
2	用語の定義	1
3	本事業の実施にあたって遵守すべき関係法令等	2
第2	特定事業の選定に関する事項	3
1	事業内容に関する事項	3
(1)	事業名称	3
(2)	公共施設等の管理者の名称	3
(3)	事業目的	3
(4)	事業方式	4
(5)	本事業の整備対象となる設備等	4
(6)	本事業の整備対象となる設備が設置されている主な施設	5
(7)	事業の範囲	5
(8)	事業期間	6
(9)	事業者の収入	6
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	7
(1)	選定基準	7
(2)	選定方法	7
(3)	選定結果の公表	7
第3	事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	募集及び選定の方法	8
2	募集及び選定スケジュール（予定）	8
3	入札参加者の参加資格要件	9
(1)	入札参加者の構成	9
(2)	入札参加者の参加資格要件	9
(3)	参加資格確認基準日	14
4	審査及び選定手続き	14
(1)	大阪市PFI事業検討会議の開催	14
(2)	参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	14
(3)	提案書類の提出等	15
(4)	落札者の決定	15
(5)	審査結果の公表	15
(6)	事業者選定の中止及び特定事業選定の取消し	15
(7)	著作権	15

(8) 特許権等	15
5 落札者決定後の手続き	15
(1) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）に基づく届出及び審査への対応について.....	15
(2) 基本協定の締結	16
(3) S P Cの設立	16
(4) 落札者による事業準備行為	17
(5) 事業契約の締結	17
第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	18
1 リスク分担の基本的な考え方	18
2 本事業における要求水準	18
3 事業者の責任の履行に関する事項	18
(1) 入札保証金	18
(2) 契約保証金の納付等	18
4 事業の実施状況の監視及び改善要求措置	18
5 業務の履行の検査等	19
(1) 設計・施工業務の完成検査	19
(2) 維持管理業務の検査	19
6 S P Cにおける事業者の権利義務等に関する制限及び手続き.....	19
(1) 事業者の株式の新規発行及び処分	19
第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	20
1 施設の立地に関する事項	20
2 本事業の主な整備対象となる設備が設置されている施設の概要.....	20
(1) 柴島浄水場	20
(2) 庭窪浄水場	20
(3) 豊野浄水場	20
(4) 水道局庁舎	20
3 本事業の整備対象施設の配置に関する事項	20
第6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	21
1 疑義が生じた場合の措置	21
2 管轄裁判所の指定	21
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	22
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	22
2 本事業の継続が困難となった場合の措置	22
(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合の措置	22
(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合の措置.....	22

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合の措置	22
(4) 事業契約解除を行う際の措置	23
第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	24
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	24
3 その他の措置及び支援に関する事項	24
第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項	25
1 議会の議決	25
2 情報公開及び情報提供	25
3 使用言語、単位及び通貨	25
4 入札参加に関する費用負担	25
5 担当部局	25

第1 はじめに

1 はじめに

大阪市（以下「市」という。）は、浄水施設と配水施設（以下「浄配水施設」という。）の監視制御を行う設備の更新を効率的・効果的に進めるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定し、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定することを予定している。

大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業実施方針（以下「実施方針」という。）は、本事業について、PFI法に基づく特定事業の選定、及び本事業を実施する事業者の選定等を行うにあたって、PFI法第5条第1項の規定に基づいて市が策定する実施方針に記載を予定している実施条件に関する事項について記載したものである。

2 用語の定義

実施方針において使用する用語の定義は、次の表に掲げるとおりである。

用語	定義
浄水施設	柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場の3箇所の上水道施設（取水施設を含む。）及び柴島浄水場内にある工業用水道東淀川浄水場（取水施設を含む。）のこと。
配水施設	柴島浄水場構内配水ポンプ場（3箇所）、巽配水場、大淀配水場、城東配水場、大手前配水場、住吉配水場、住之江配水場、長居配水場、咲洲配水場、泉尾配水場、真田山加圧ポンプ場、北港加圧ポンプ場（ただし、工業用水道ポンプ及び舞洲給水塔を含む。）の上水道施設14箇所及び東淀川浄水場配水ポンプ場、桜宮配水場、鶴見配水場の工業用水道施設3箇所の配水場施設のこと。
監視制御設備	施設内の様々な場所に取り付けられた計測機器等を用いて、浄水処理状況等をリアルタイムで確認し、状況に応じて、コンピュータによる自動制御とオペレーターによる手動操作により、現場機器の監視、遠隔操作を行うことができる設備。制御ネットワーク及び監視カメラ等も含む。
総合水運用センター	指揮命令システムの拠点。 本センターから24時間365日、浄配水施設の運転管理を一元的に行っている。
オペレーター	浄配水施設の運転管理を行う市の職員等。
新技術	民間企業と共同で研究を行った「AI技術を活用した運転

	支援及び人材育成手法に関する共同研究」による開発技術。本取組は浄配水施設の運転管理において、監視制御システムから汎用インターフェースを用いて取込むデータを活用して、オペレーターの負荷軽減等の観点から、事故発生時に膨大な情報の中から必要な情報を素早く正確にキャッチできるよう、AI 技術を活用した運転支援及び人材育成手法について共同研究を実施した。
バックアップセンター	本事業において、指揮命令系統の複数拠点化を図るため、新たに市が指定する場所に構築する拠点。本事業において、総合水運用センターに構築されているシステムと同等の機能を構築する。
管理設備	浄配水施設の運転管理を行う監視制御設備に加え、各種演算処理や帳票機能等を担う情報処理装置を加えた設備。
総合水運用システム	市内全域の水需要予測をはじめ、浄配水施設を一元的に管理するシステム。浄配水施設の遠隔管理のための I T Vカメラシステム及び柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場の遠隔監視機能を含む。
オンコール	設備異常等のトラブル発生時において、オペレーター等からの問合せ対応や、現地で設備復旧作業等のトラブル対応を行うこと。
セルフモニタリング	事業者が、事業計画に基づいて実施した事業に対し、事業目標の達成状況や業務品質に関わる要求水準との適合状況等を自ら確認し、評価すること。
基本協定	落札者が S P C を設立する法人グループの場合において、本事業の契約を S P C と締結するまでの手続きや責務などについて、市と落札者との間で結ばれる契約。
提携する企業	入札参加企業・グループには該当しないものの、業務実施時には提携（協力）する企業のこと。
S P C	本実施方針の第 3. 5 (3) により設立した特別目的会社のこと。
モニタリング	本事業の事業期間にわたり、事業者が提供するサービスの水準を市が監視する行為のこと。

3 本事業の実施にあたって遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

第2 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

大阪市水道局長 坂本 篤則

(3) 事業目的

市の浄配水施設の運転管理については、施設ごとに設置している監視制御設備により設備の運転状況の監視や操作、自動制御等を行っている。当該監視制御設備は、これまでその更新に合わせて遠隔管理化を図り、運転管理の集中化に係る取組を順次進めてきており、令和元年度には全ての浄配水施設の運転管理を総合水運用センターから行える環境にすることで、浄配水施設の一元管理を実現しているところである。

将来にわたり、総合水運用センターでの少数精鋭の運転管理体制を持続しつつ、今後さらに効率的な運用を進めていくためには、オペレーターの負荷を軽減する取組や事故の未然防止に向けた新技術の導入、近年増加している大規模災害時の信頼性向上への取組など、様々な課題解決に向けた施策の実施が必要不可欠である。

本事業は経年更新時期を迎える浄配水施設の監視制御設備の更新に合わせ、これら課題の解決に向けた様々な技術を取り入れることで事業継続性の向上を図るものである。

ア システムの機能統一によるオペレーターへの負荷軽減

監視制御設備はこれまで個別に構築してきたため、オペレーターは複数のシステムを使いこなす必要があり、特に緊急時などにおいては複数のシステムを正確かつ迅速に使いこなさなければならない状況となっている。

また、人事異動時に新たに担当するオペレーターが操作を習得する際にも時間を要するなど、オペレーター育成の面においても課題を抱えている。

今回、システムを全面的に更新し、システムの機能統一を図ることで、操作性の統一によるオペレーターの負荷軽減を実現するとともに、オペレーターの育成を早期に行える環境を整備する。

イ 運転支援をはじめとする新技術導入を見据えたシステム構築

総合水運用センターの少数精鋭のオペレーターは複数系統に跨る浄水処理施設を安定的に運転管理する必要があり、迅速かつ正確な対応が求められる。今後のベテラン職員の退職等の動向を踏まえ、これまでベテラン職員が経験で培ってきたコツやカンといったノウハウの技術継承の面が大きな課題となっている。本事業では、AI技術をはじめとする新たな技術の導入を見据えたシステム構築を行うことで、将来オペレーターの支援に寄与する新技術等が開発され、導入が可能となった際にも、容易に導入でき

る環境を構築する。

ウ バックアップ機能の構築

近年増加している風水害等の災害では、浸水や停電といったインフラ施設への影響が数多く発生しており、市においてもこのような災害リスクに対する信頼性向上に向けた対策は急務となっている。

今回、大規模災害等、万一の場合に備え、指揮命令系統の中枢を担う総合水運用センター機能にかわるバックアップセンター機能を他の場所にも構築することで災害対策機能の強化を図る。

エ 情報通信ネットワークの強化

近年増加している大型台風等では特に架空電線の切断等による停電や通信回線の切断が数多く発生しており、情報通信ネットワークの更なる強化が急務である。加えて、このようなシステムでは不正アクセスによる情報漏洩やシステムダウンによる施設への甚大な影響が生じるリスクも考えられるため、これらサイバーテロに対するセキュリティ対策についても更なる強化が必要である。

今回、情報通信ネットワークに新たに無線通信を導入することで、更なるネットワークの信頼性強化を図るとともに、セキュリティ対策の面では閉域ネットワークでのシステム構築など、現行のセキュリティレベル以上に保つことを基本とし、近年のサイバーテロ等の動向を踏まえ、サイバーテロの行為の手段として使用されることを防止するため、法に基づく新たな枠組みにも対応するなど、セキュリティ面の更なる信頼性強化を図る。

オ 管理を視野に入れた整備計画提案による事業の実施

監視制御設備は、これまで設計と施工、維持管理をそれぞれ分割して実施していたため、ライフサイクル全体を見据えた最適化の面で課題を抱えていた。

本事業は3箇所の浄水場の監視制御設備等を一体で、設計と施工から維持管理まで一括して事業範囲とするPFI事業として実施することで、事業者は設計段階から施工、維持管理までの全体期間を見据えた事業計画の検討を可能とし、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮による業務品質の確保及びライフサイクルコストの抑制を図る。

(4) 事業方式

本事業は、事業者が事業対象設備の計画業務、設計業務、施工業務を行った後、設備の保有権を市に移管したうえで、事業者が設備の維持管理業務を行う、設計・施工・維持管理の一括事業である。

(5) 本事業の整備対象となる設備等

本事業の主な対象設備等は、次のとおりとする。

ア 浄水施設

(ア) 柴島浄水場浄水管理設備（ただし、工業用水道施設監視制御設備を含む）

(イ) 庭窪浄水場監視制御設備

(ウ) 豊野浄水場浄水管理設備（ただし、楠葉取水場監視制御設備は除く）

イ 配水施設

(ア) 配水管理設備Ⅰ（ただし、出先配水施設6箇所の監視制御設備は除く）

(イ) 配水管理設備Ⅱ（ただし、出先配水施設7箇所の監視制御設備は除く）

ウ 関連対象設備

(ア) 総合水運用システム

(イ) 配水情報システム

(ウ) 水質情報システム

(6) 本事業の整備対象となる設備が設置されている主な施設

柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び水道局庁舎

詳細は要求水準書に示す。

(7) 事業の範囲

本事業の範囲は、次のとおりとする。

なお、当該業務を行ううえで事業者には課される制限及び遵守すべき手続きを含め、本事業における詳細な実施条件については、入札公告時に公表を予定している大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）及び事業契約書（案）において示すこととする。

ア 計画業務

事業計画書の作成、実施体制の確保等

イ 設計業務

要求水準書に基づく設計施工内容に関する詳細事項の検討及び確認並びに実施設計図書の作成等

ウ 施工業務

実施設計図書に基づく機器製作据付、電気配管配線工事、試運転調整、撤去工事等

エ 維持管理業務

本事業で整備する設備の保守点検、修繕、オンコール等

オ その他の業務

本事業の実施状況の監視（セルフモニタリング）

業務履行に関する検査への対応

本事業を履行するために必要な届出

なお、ア～エの業務にオの業務は含まれるものとする。

事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、市に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

(8) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日（令和9年11月（予定））から令和35年3月末日までとする。

(ア) 設計・施工期間

設計・施工業務の期間については技術提案によるものとするが、以下に示す既設設備の更新時期までに更新設備の実運用が可能な状態とすること。

- A 柴島浄水場浄水管理設備 令和14年度
- B 庭窪浄水場監視制御設備 令和19年度
- C 豊野浄水場浄水管理設備 令和17年度
- D 配水管理設備Ⅰ 令和12年度
- E 配水管理設備Ⅱ 令和15年度
- F 総合水運用システム 令和17年度
- G 配水情報システム 令和15年度
- H 水質情報システム 令和15年度

(イ) 維持管理期間

(ア) A～Hに記載の年度末までに引渡すこととし、引渡し後15年間とする。

イ 本事業期間終了時の取扱い

対象となる全ての設備が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷及び劣化が少ない状態で、各設備の維持管理期間を終了すること。

(9) 事業者の収入

市は、事業者に対して、本事業における設計業務、施工業務に対する業務対価及び維持管理業務に対する業務委託料を支払う。

なお、計画業務及びその他の業務についてはこれらに含まれるものとする。

また、物価変動への対応については、長期契約に伴うリスク分担の観点から、業務対価等の改定を市と事業者で協議のうえ行う方針とする。

改定の基準時点については、入札書提出時点とし、その他の方法等の詳細は、後日提示する契約条件等において定める。

ア 設計業務及び施工業務に対する業務対価

市は、事業者に対して、設計業務及び施工業務に対する業務対価を設計・施工期間中に会計年度ごとの市の予算の範囲内において市が認定した出来高に応じて支払う。

ただし、下記（ア）から（イ）までの支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。

（ア）各会計年度の支払いは、出来高予定額の10分の9を上限とする。

（イ）設計業務及び施工業務完了時の市への引渡しの際に、それぞれの業務の出来高予定額の全額の支払いを行う。

イ 維持管理業務に対する業務委託料

市は、事業者が要求水準書に基づき作成する維持管理業務計画書の内容に対して、当該年度の維持管理業務の出来高に対する業務委託料を支払う。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

（1）選定基準

市は、本事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、客観的評価を行った上で、市自らが実施したときと比べ、効果的かつ効率的に事業が実施されると期待できる場合に、本事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する特定事業として選定する。

（2）選定方法

ア 市の財政負担見込み額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

イ 市が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には定性的な評価を行う。

（3）選定結果の公表

市は、本事業を特定事業として選定とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、市のホームページ等において速やかに公表する。

また、評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

市は、P F I法第7条に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する事業者を公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式を採用することを予定している。

なお、本事業は政府調達に関する協定（W T O政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおり行う予定であり、その詳細、変更などについては、市のホームページ等において公表する。

時 期	内 容
令和7年12月	実施方針（案）、要求水準書（案）の公表
令和7年12月～ 令和8年2月	実施方針（案）等に関する質問受付及び意見交換
令和8年3月	実施方針の公表
令和8年4月	特定事業の選定・公表
令和8年4月	・入札公告（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）等） ・入札説明書等に関する質問及び意見等の受付 ・参加表明書の受付 ・参加資格確認申請書の受付 ・入札説明書等（入札参加資格者の構成及び参加資格要件）に関する質問及び意見等の回答公表
令和8年5月	入札説明書等（上記以外）に関する質問及び意見等の回答公表
令和8年6月	入札参加資格確認結果の通知及び関連資料の配付
令和8年7月～10月	現場確認
令和8年10月	技術提案書の提出
令和8年12月	技術対話
令和9年1月	技術提案書の改善案提出

令和9年3月	入札書提出期間
令和9年6月	落札者の決定及び公表
令和9年11月	事業契約の締結

3 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

本事業の入札参加者は、単体企業または2以上の法人を構成員とする法人のグループ（以下「入札参加者」という。）とする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

市の入札参加資格審査において、次に掲げる条件の全てに該当し、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、入札参加資格確認基準日以降においても入札参加者が以下の参加要件を満たさないこととなった場合、市は当該参加資格を取り消すことがある。

ア 単体企業で参加する場合

(ア) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づく「電気工事業」または「機械器具設置工事業」の特定建設業許可を有すること。

(イ) 設計・施工について、平成23年度以降、上水道または工業用水道の浄水場における処理能力10万m³/日以上施設の全体に係る監視制御設備工事の施工について、建設業法における「発注者」と直接契約を締結する「元請負人」（共同企業体としての場合は代表者に限る。）として、自社にて設計・施工（施工中は除く）の実績を有していること。ただし、機能増設工事および補修工事は施工実績から除く。

(ウ) 設計期間について、次のA～Bの条件を満たす設計技術者を配置できること。

設計技術者とは、管理技術者、照査技術者、及び担当技術者をいい、管理技術者と照査技術者は兼務することはできない。

A 管理技術者及び照査技術者は、(A)～(D)の資格のいずれか一つを有していること。外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当またはRC CM相当との国土交通大臣認定を受けていること。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時には当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札参加資格を得るためには入札書提出期限日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(A) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門（選択科目を「電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信、電気設

- 備」とするものに限る。)又は上下水道部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者
- (B) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備」又は「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者
- (C) 建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通大臣(旧建設大臣)に上記(A)・(B)と同程度の知識及び技術を有する者と認定されていること。
- (D) R C C M(電気電子部門または上下水道及び工業用水道部門)の資格を有し、登録を受けている者
- B 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、直接雇用関係を有していること。
- (エ) 施工期間について、次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること。
- A 建設業法第26条第1項及び第2項に基づく技術者を配置できること。
- B 専任の技術者を配置できること。ただし、現場が稼働していない期間については専任を要しないものとする。
- C 監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証するものを有する者であること。
- D 常勤の自社員(在籍出向者、派遣社員は認められない。)であり、かつ、参加資格確認申請書提出時において3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。
- E 本事業は、機器の工場製作を含んでおり、工場から現地へ工事現場が移行する際に、監理技術者の変更を認める。
- 工場及び現地での配置予定技術者は共に、本項A～Dの条件を満たしていること。
- (オ) 本事業において整備する監視制御設備に対して、災害時及び故障時等で緊急対応が必要な場合、対応可能な技術者(提携する企業の技術者含む。)を本設備設置場所へ6時間以内に配置できること。
- (カ) 大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納していること。大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税、都道府県税を滞納していない者であること。
- (キ) 消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (ク) 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分(大阪市内において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。)を受けていないこと。
- (ケ) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

- (コ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件にも該当しないこと。
 - (サ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定及び P F I 法第 9 条に定めのある欠格事由に該当しない者であること。
 - (シ) 経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過していないこと。
 - (ス) 上記（シ）の条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工種の種類の完成工事の年平均が「0」でないこと。
 - (セ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること。
 - (ソ) 経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にない者であること。
- イ 共同企業体で参加する場合
- (ア) 共同企業体の代表者は本事業のうち、施工を担当するものとし、代表者が入札参加資格確認の申請及び入札手続きを行うこと。なお、構成員全員及び発注者の承認により、代表者を変更できるものとする。
 - (イ) 2 者以上で自主結成すること。
 - (ウ) 入札参加者は参加表明書の提出時に代表者を含む構成員の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。
 - (エ) 代表者は、3（2）アの条件に該当すること。
なお、（ウ）、（オ）に規定する技術者には、構成員の技術者を含む。
 - (オ) 代表者以外の構成員については、3（2）ア（カ）～（ソ）の条件に該当すること。
 - (カ) 各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員もしくは S P C の構成員となることはできない。
 - (キ) 単体企業での入札参加者と、共同企業体の構成員（代表者を含む）、S P C の構成員を重複することはできない。
 - (ク) 構成員の変更について、参加資格確認申請書受付以降は、原則として認めない。
- ウ S P C で参加する場合
- (ア) 入札参加者は 2 者以上の法人を構成員とする法人のグループとする。
 - (イ) 入札参加者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとし、代表企業は施工を担当するものとする。

- (ウ) 入札参加者は、構成員の企業名及びそれらのものが携わる業務について、参加表明書の提出時に明らかにするものとする。
- (エ) 本事業を実施するものとして選定された入札参加者は、構成員からの出資により S P C を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社として、大阪市内に設立するものとし、事業期間中は大阪市外に移転させないものとする。S P C の本店所在地を変更する場合は、市に対して、事前に書面で通知するものとする。
- (オ) S P C が発行する全ての株式は、構成員により保有されなければならない。また代表企業の S P C への出資割合は、構成員中、最大としなければならない。
- (カ) 代表企業は、3（2）アの条件に該当すること。
なお、(ウ)、(オ) に規定する技術者には、構成員の技術者を含む。
- (キ) 代表者以外の構成員については、3（2）ア（カ）～（ソ）の条件に該当すること。
- (ク) 構成員は、他の法人グループの構成員もしくは共同企業体の構成員、単体企業として重複して入札に参加できないものとする。
- (ケ) 構成員の変更について、参加資格確認申請書受付以降は、原則として認めない。
ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成企業等については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合は、追加及び変更を認めることがある。
- エ 入札参加者はすべて、「大阪市 P F I 事業検討会議 浄配水施設監視制御設備整備事業」（以下「検討会議」という。）の座長、座長代理又はメンバーのいずれかが属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- オ 次のいずれかの関係に該当する企業は、他の法人グループの構成員もしくは共同企業体の構成員、単体企業として重複して入札に参加できないものとする。
- (ア) 資本関係
次のいずれかに該当する 2 者の場合
A 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 の規定による親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
B 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係
以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、A については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- A 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (A) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (B) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (C) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- (D) 組合の理事
- (E) その他業務を執行する者であつて、(A) から (D) までに掲げる者に準ずる者
- B 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- C 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) 以下のいずれかに該当する2者の場合
- A 組合（共同企業体を含む。）とその構成員
 - B 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
 - C 一方の会社等の市入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合
- (エ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記(ア)から(ウ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- カ 入札参加者はすべて、市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と前項に定める資本関係もしくは人的関係において関係がない者であること。
なお、本事業に係る市の業務に関与した者は次のとおりである。

(ア) 令和4年度 浄配水施設監視制御設備整備事業に係る民間活用手法の導入可能性調査業務委託

受注者：有限責任監査法人トーマツ

再委託先：株式会社日水コン

(イ) 浄配水施設監視制御設備整備事業に係るアドバイザー業務委託

受注者：有限責任監査法人トーマツ

再委託先：株式会社日水コン

(ウ) 浄配水施設監視制御設備整備事業再発注に係るアドバイザー業務委託

受注者：有限責任監査法人トーマツ

(3) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

4 審査及び選定手続き

(1) 大阪市PFI事業検討会議の開催

市は、落札者の選定にあたり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、検討会議において意見聴取を行うこととする。

<大阪市PFI事業検討会議 大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業>

役 職	氏 名	職 業 名
座 長	上善 恒雄	大学教授
座長代理	水上 啓吾	大学教授
メンバー	高島 康德	公認会計士
メンバー	竹山 直彦	弁護士
メンバー	花川 典子	大学教授

なお、本事業に応募しようとする者やそれと見なせる団体等が、座長、座長代理又はメンバーに対して、本事業に関する情報収集等のために、実施方針の公表時点から本事業の落札者公表日までの間、電話や訪問等により接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本事業の入札に参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本事業の入札に参加

することはできない。

(3) 提案書類の提出等

入札参加資格の確認審査を通過した入札参加者は、様式に記載する方法に従い、提案書類を提出することができる。なお、提案書類の作成及び提出等に係る費用は、入札参加者の負担とする。

提案書類の様式については、入札公告時に示す。

(4) 落札者の決定

市は、入札参加者からの技術提案書について、あらかじめ定めた「落札者決定基準」に基づき総合的に評価し、検討会議において意見聴取を行ったのち、落札者を決定する。

(5) 審査結果の公表

市は、検討会議の意見聴取結果を踏まえた審査結果をまとめ、落札者決定後、市のホームページにおいて公表する。

(6) 事業者選定の中止及び特定事業選定の取消し

事業者の募集、審査及び選定の一連の手續きにおいて、入札参加がない、又は本事業をPFI法に基づく事業として実施することが適当であると評価された提案がない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合、市は、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、市はその旨を市のホームページ等への掲載、その他適宜の方法により公表する。

(7) 著作権

入札参加者が提出した提案書の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、落札者の提案書について、市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合は、当該入札参加者に通知のうえ、その一部又は全部を無償で使用できる。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

5 落札者決定後の手續き

(1) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安

全保障推進法)に基づく届出及び審査への対応について

本市は、厚生労働省（現在は国土交通省に事務移管）により、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）の特定社会基盤事業者として指定されている。（令和5年11月16日付）

（<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001737488.pdf>）

本事業のうち、浄水施設の監視制御設備について、経済安全保障推進法第50条第1項及び第91条の規定に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年厚生労働省令第103号））第1条に示す特定重要設備に該当し、審査の対象となるため、落札者は導入等計画書に記載が必要となる事項について落札者決定後、速やかに提出すること。

なお、事業所管大臣による導入等計画書の審査の結果、必要な措置を講ずること等が勧告された場合には、速やかに更なるリスク管理措置の実施や構成設備の供給者の変更等を行うこと。

これら変更等の対応によっては、市は、契約相手方としない可能性がある。この場合、市は審査で決定された順位に従って、次点候補者を落札者として、あらためて上記手続きを行うことができる。

また、特定社会基盤事業者は、落札・契約後であっても、経済安全保障推進法の審査の結果として、追加的な対応が求められることや導入を「中止すべきこと」等の勧告を受ける場合がある。そのため、落札者は、落札・契約後であっても、特定社会基盤事業者から追加的な対応が求められる可能性があるほか、他に手段がないときは契約解除をされる可能性がある。

※本実施方針の公表以降に、国から経済安全保障推進法に関するガイドライン等の文書が更新されたり追加で示されたりした場合にはその内容に従うこと。

(2) 基本協定の締結

落札者がSPCを設立する法人グループの場合、入札公告時に示す基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

落札者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点候補者を落札者として、あらためて上記5（1）以降の手続きを行うことができる。

なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(3) SPCの設立

落札者がSPCを設立する法人グループの場合、基本協定締結後、SPCとして、会社

法に規定する株式会社を大阪市内に速やかに設立し、市に、S P Cにかかる商業登記簿謄本を提出しなければならない。

当該S P Cに出資する者は、議決権を有するS P Cの普通株式については、事業契約が終了するまで保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

なお、本事業期間中はS P Cの本社所在地を大阪市外に移転させないものとする。

(4) 落札者による事業準備行為

落札者は、S P Cの場合における株式会社の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、本事業を円滑に開始するための協議を市と行う。

(5) 事業契約の締結

市と落札者は、事業契約を締結する。落札者がS P Cを設立する法人グループの場合、基本協定書（案）に基づき、S P Cと事業契約を締結する。なお、市は事業契約書（案）の修正については、原則として応じない。

なお、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

事業契約等に特段の定めのない限り、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負う。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙1「リスク分担に関する基本的な考え方」に示す。

なお、主な個別のリスクにおける具体的な分担内容については、入札公告時に示す。

2 本事業における要求水準

市は事業者が、本事業において実施する業務について、品質の確保等の観点から事業契約に基づき要求する水準を、要求水準書にて示す。

3 事業者の責任の履行に関する事項

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金の納付等

市は、事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、事業契約の保証を求めることを予定している。事業者は、次のアからイまでに示す契約保証金を納付するものとする。

ア 設計・施工期間中の契約保証金は、設計業務及び施工業務に対する対価の100分の10以上とする。

イ 維持管理期間中の契約保証金は、維持管理業務に対する業務委託料の100分の10以上とする。

ただし、事業者は、保険会社との間に市を被保険者とする上記の契約金額相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を締結し、当該保険証書を市に提出することをもって、契約保証金の納付に代替できるものとする。契約保証金に関する詳細は、入札公告時に示す。

4 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

市は、事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、物価変動などの外的環境が本事業の進捗に影響を与えていないか把握するために、モニタリングを行う。

モニタリングの結果、要求水準が達成されていないことが判明した場合、市は、事業者に対して是正措置を要求するものとする。

なお、要求水準とのかい離の程度に応じて、市は、事業者に対して違約金を求めることがあるほか、正当な理由なく是正措置がなされず、改善が見込めないと市が判断した場合には、市は、事業者事由による事業契約の解除を行う。

なお、モニタリングや是正措置等の具体的な方法等については、入札公告時に示す。

5 業務の履行の検査等

(1) 設計・施工業務の完成検査

市は引渡しを受ける前に、要求水準及び技術提案の内容を満たしているかについて検査を行い、検査の合格をもって設計業務及び施工業務に対する業務対価を支払う。

なお、上記の検査の結果、要求水準及び技術提案の内容を満足しない場合、市は前項4の措置を講ずる。

(2) 維持管理業務の検査

市は、各年度の業務完了時に検査を行い、当該年度における維持管理業務に対する業務委託料を支払う。

なお、上記の検査の結果、年度ごとの事業計画に定めた条件に適合しない場合、市は前項4の措置を講ずる。

6 S P Cにおける事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、事業者の株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）のみを発行することができる。

本議決権株式は、水道事業の極めて高い公共性を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自らが保有する本議決権株式を、他の本議決権株主又は市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者以外の第三者に対して処分をしようとするときは、市の書面による事前の承認を受ける必要がある。

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地に関する事項

本事業の主な整備対象となる設備が設置されている施設が立地する所在地は、以下のとおりである。

本事業対象施設	所在地
柴島浄水場	住所：大阪市東淀川区柴島1丁目3番14号 水源：淀川表流水
庭窪浄水場	住所：大阪府守口市淀江町11番31号 水源：淀川表流水
豊野浄水場	住所：大阪府寝屋川市太秦高塚町1番1号 水源：淀川表流水
水道局庁舎	住所：大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T C I T M棟9階・10階

2 本事業の主な整備対象となる設備が設置されている施設の概要

(1) 柴島浄水場

給水能力：118万 m^3 /日

浄水処理方法：高度浄水処理

(工業用水道東淀川浄水場 15.1万 m^3 /日 (柴島浄水場構内))

(2) 庭窪浄水場

給水能力：80万 m^3 /日

浄水処理方法：高度浄水処理

(3) 豊野浄水場

給水能力：45万 m^3 /日

浄水処理方法：高度浄水処理

(4) 水道局庁舎

3 本事業の整備対象施設の配置に関する事項

本事業の整備対象施設等の所在地の詳細は、要求水準書に示す。

第6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

事業者が提出する事業計画、SPC設立に係る基本協定、または事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、市及び事業者が誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関連して発生した全ての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

第7-1の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内に是正計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。

イ 事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記ア及びイの規定により市が事業契約を解除した場合は、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合の措置

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できるものとする。

イ 上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合の措置

ア 市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

イ 一定の期間内に上記アの協議が整わないときは、市又は事業者は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記イの規定により市又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。

(4) 事業契約解除を行う際の措置

上記(1)により事業契約を解除する場合、市の求めに応じて事業者が新たな事業実施者を確保する。(2)～(3)により事業契約を解除する場合においても、新たな事業実施者の確保について事業者は市に協力するものとする。いずれの場合においても、事業者は、新たな事業実施者に事業継続のために必要な引継ぎを行うとともに、事業者は、新たな事業実施者による事業継続が可能となるまで事業を継続するなど、市の水道事業を継続させるために必要な期間、事業者が本事業の継続義務を負うものとする。

なお、詳細は入札公告時に示す。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、必要に応じて、これらの支援を事業者が受けることができるように協力する。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と事業者で協議する。

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、本事業の入札公告までに、市議会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。(令和8年3月議決済み)

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページ等を通じて適宜行う。

3 使用言語、単位及び通貨

本事業の実施に関して、使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 入札参加に関する費用負担

本事業の入札参加に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

5 担当部局

担当部局は、以下のとおりとする。

大阪市水道局工務部設備課

住 所：大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

電 話：06-6616-5551

電子メール：kanshi-pfi@suido.city.osaka.lg.jp